

# 公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 6 年 4 月 16 日

海上保安庁長官  
石井 昌平（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
  - （1）名 称 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部  
政策課制度審議室
  - （2）住 所 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
  - （1）区 域 別添付図のとおり
  - （2）期 間 令和 6 年 5 月 1 日～10 月 31 日
- 3 水路測量の実施方法  
航空レーザー測深機による水深測量  
柱状採泥器による採泥
- 4 航行船舶に対する安全措置  
水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）  
第六条に定める標識を掲揚

付図



※陸域は除く

背景図:海上保安庁、(C) Esri Japan